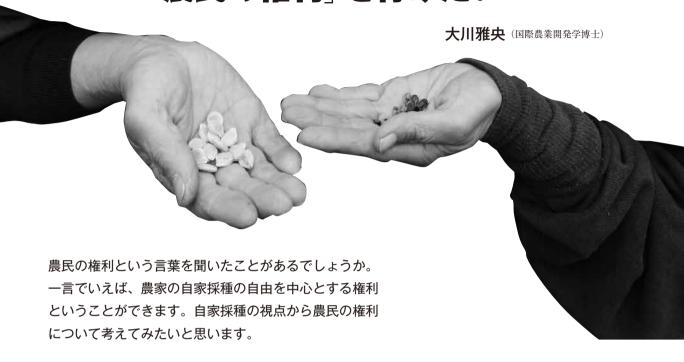


人類の生存、農作物の多様性のために 「農民の権利」を育みたい



種は農の本」と言って、麦俵を枕に餓死します。

来年の収穫は望めません。結局、作兵衛は

「農は国の基、

おかげで

残しておいた麦種が入っています。これを食べてしまうと 兵衛が座っている像です。俵の中には翌年播種するために う人の銅像がありました。江戸時代の享保の大飢饉の年 から少し離れた所に小さな公園があって、義農作兵衛といから少し離れた所に小さな公園があって、義常の含さくべき

私は愛媛県の松前町という水田地帯で育ちました。

最初は私の子供の頃の話です。

(1732年)、麦の俵を横に置いて、ガリガリに痩せた作

農民の権利は、

政府が実現に責任を持つ集団的な権利

るために「義農」と称えて碑が建てられたとのことです。 生き延びることができました。作兵衛の功績を後世に伝え 村人たちは、作兵衛が残した麦種を1粒ずつ大切に播き、

国の政府であることに合意する」 ことを認識する。農民の権利を実現する責任を負うのは各 きわめて大きな貢献を行なってきており、 業生産の基礎となる植物遺伝資源の保全及び開発のために の第9条に次のように規定されています。 条約(ITPGR、2004年に発効、日本は13年に加入) 〔FAO〕を舞台にまとめられた食料・農業植物遺伝資源 締約国は、世界のすべての地域の農民が食料生産及び農 農民の権利(Farmers' Rights) は、 国連食糧農業機関 引き続き行なう

命と引き換えにタネを守った作兵衛さん

他の農

最初の種子

も含まれる

農家の自家採種の慣行

栽培 種 おいて、 議においても、 育成者権として保護されています。育成者権は、国に登録 農民の権利と育成者権の関係 の達成にも貢献するとしています。 求めています。このことは、 の中核になっていると言えます。 農家の自家採種の慣行とは、図1に示したように、 ITPGR第9条では、前記の権利の他に、農民の権利 品種の育成者の権利は、 農 家 収 穫 自家採種

多様性の保全(生息域内保全)や改良に果たしてきた、 た、これからも果たすであろう貢献に由来する権利と考え られますので、農家の自家採種の慣行を維持する権利がそ このように農民の権利は、世界の農民が農作物の遺伝的 ま

たり交換して地域で共有することも含まれます。 とです。また、保存した種子の一部は、隣の農家に配布し の中からこれはと思う良い種子を選抜・採種し、 が自分の圃場で作物を栽培して収穫すると同時に、 その種子を翌年、播種し栽培する一連の循環のこ 保存して 収穫物

年までに種子や栽培植物等の遺伝的多様性を維持する目標 施することによって農民の権利を実現するよう各締約国に (SDGs)、特にターゲット項目「2・5」の、 任を持つ集団的な権利といえます。ITPGRの最近の決 農民の権利は私的な知的財産権ではなく、政府が実現に責 として伝統的知識が保護される権利や利益配分に参加する 意思決定に参画する権利が例示されています。 シードフェア(種子の展示即売会)等を実 国連の持続可能な開発目標 $\begin{array}{c} 2 \\ 0 \\ 2 \\ 0 \end{array}$ また、

日本では種苗法によって

で、育成者権者が占有している権利です。 した新品種(登録品種)を増やす(増殖する)権利のこと

在来品種のような既存品種にもこの権利は及びません。 にはこの権利の効力は及びません。また、登録品種以外の は自家消費用に登録品種の種苗を生産し収穫物を得ること ただし、育成者権の例外の一つとして、趣味としてまた

が正規に購入した登録品種の種苗を用いて収穫物を得、 ること」として、一定の条件の下で認めています。 の収穫物を自己の農業経営においてさらに種苗として用い が登録品種の自家採種をしようとした場合です。 農民の権利が育成者権との関係で問題になるのは、農家 農家の自家採種を「農家の自家増殖」と呼び、「農家 種苗法で そ

は、

営の外に出すことになるので、現在の種苗法では有償無償 を問わず禁止されているということがあります。 きた農家間の種苗の配布・交換については、自己の農業経 ここで問題点の一つとして、農家が慣行として行なって

自家増殖できる品目がどんどん減らされている

8年現在の種苗法においては、 等によりきわめて容易に繁殖するキク等の花卉類48種類と には育成者権の効力が及ばないとしつつ、例外的に、 慣行に配慮し、農家の自家増殖を認めない植物は、挿し木 す。種苗法が成立した1978年には、農家の自家採種の れていることと、その範囲が少しずつ縮小していることで ラ等の鑑賞樹5種類に限られていました。しかし20 もう一つの問題点は、自家増殖できる植物の範囲が限ら 原則として農家の自家増殖



写真=田中康弘

す。栄養繁殖する植物には栄養繁殖と種 289の植物の種と属が指定されていま

·繁殖の両方が行なわれる植物も含むた 、当初のリストにはなかったニンジン

増殖できない栄養繁殖をする植物のリス

(ネガティブリスト)を定めていて、

したリスト

(ポジティブリスト) になることが懸念されま

随時拡大される方向とのことです。 繁殖する野菜類も含まれており、

将来的にこの方向が進むと、ネガティ

キャベツ、ブロッコリー等の通常種子で

今後、

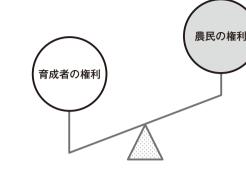
取り組む農家が少ないから禁止、 は間違い

指摘できます。 すために、農民の権利を実現する視点からは、 今後、農民の権利と育成者の権利の最適バランスを見出 次のことが

と考えます。 る農民の代表を、 現在の構成を維持すること、次に、自家採種を行なって 一つは、種苗法において農家の自家増殖を原則容認する 意思決定の過程に参画させることが必要 41

限する植物の基準」の一つに、農民の権利の視点を入れる 必要があります。 それから、 政府が策定している「農業者の自家増殖を制 自家増殖を行なう農家の数が少ない植物

図2 政府によって育成者の権利の強化が進んでいる。 農民の権利とのバランスをとることが必要



採種をする農家が減少し、農 の禁止が行き過ぎると、 るからです。農家の自家増殖 大きな影響があると考えられ ることは個別農家にとっては 苗業者への影響は小さいでし 模に行なっている場合は、種 採種を容認しても、特に小規 一方で、それを禁止す 自家

自家採種の循環の輪を個人で完結できない

78

農家による種子の購入量が減 家の後継者も育たず、

自家採種をサポートする態勢も必要

少して種苗業者の利益にもならないことが想定されます。

採種に適します。 穫します。 するようです。 赤みの強いものから緑色のものまで個性のある個体が出現 くてほのかに甘みのあるトウ立ちした花茎を折り取って収 というアブラナ科の地域在来野菜品種があります。 東京都西多摩地方などで栽培されている「のらぼう菜」 のらぼう菜は、アブラナ科には珍しく自家和合性で自家 直売所に出荷されることが多いようです。 収穫後は、葉がしおれやすいためスーパーには 自家採種した種子は多様性に富んでいて、 柔らか

よいことにはならないと考え だから自家増殖を禁止しても このような植物の自家 るので、 地域のサポー 輪を維持するというのが現実的な解決策かもしれません。 場合には、地域のタネ屋や種子貯蔵施設等を加えた循環の 所の一つになっています。なお、この農園では自家採種は 園があることが、私にとっては地域で暮らすこころの拠り んがのらぼう菜の花茎を目の前で折り取って販売してくれ があり、そこでは畑が直売所になっていて、農家のおじさ このように、 私の自宅近くに無農薬でのらぼう菜を栽培している農園 種子は近くのタネ屋から買っているとのことです。 のらぼう菜を話のタネにした会話も楽しく、この農 ばらつきがあっても販売できる直売所を確保する 自家採種した農作物は特性に多少のばらつきがあ トも必要ではないでしょうか。

農家が自家採種を続けることの意味

今年11年目を迎えています。 作物の種子が絶滅しないように2008年2月に完成し、 温暖化で海面が上昇しても海抜130mの地点にあるので 子貯蔵庫(Svalbard Global Seed Vault)があります。 「種子の箱舟」とも呼ばれています。 冷却装置が故障してもマイナス4℃を保てます。地球 「地球最後の日のための種子」を保存して ルウェー領スバールバル諸島のスピッツベル 病気が蔓延したり、核戦争が起きたとしても 永久凍土層にあるの いる世界種 ゲン島に

界中から種子が送られてきています。最大450万種の種 世界種子貯蔵庫は無料で種子を保管してくれるので、



のらぼう菜

おおかわ・まさお

1956年愛媛県生まれ、国 際農業開発学博士。東北 大学農学部卒業後、農林 水産省入省、農林水産省 農蚕園芸局種苗課審査 (独)農業生物資源研 究所ジーンバンク上席研 究官などを経て2016年 退職し、現在に至る

物の遺伝的多様性を保全し、地球温暖化等の将来の環境変 いう声が聞こえてきます。 これ以上地球から種子が失われると人類は生き残れないと 種子は農の本であり人の命を支えています。 また、農作

子を保管可能とのことです。この「種子の箱舟」からは、

が農家の自家採種の取り組みを支援してほしいと心から思 景も理解したうえで、 取り組みを続けられるよう、農民の権利の考え方とその背 取ることができます。 うことで、日々の生活への潤いと地域で生きる意味を感じ 後継者も育ちます。私たちは、自家採種する農家とふれあ 採種を続けることで農作物の多様性を保全し、地域の文化 することが世界から求められています。農家が自家採種の つなぐ力があります。現在、農家の自家採種の慣行を維持 を保存し承継する者として農業に自信を持つことができて、 動に対して人類の生存を担保します。そして農家は、 農民の権利から生まれるものには広がりがあり、 政府や消費者を含めた地域の人たち 地域を 自家

季刊地域 SPRING 2018